７／16（火）の行事

【道庁プレスリリース】

報道発表資料の配付日時　７月10日（水）10時00分

発表項目（行事名）	令和６年度（2024年度）第１回北海道立道民活動センター指定管理者候補者選定委員会の開催について		
記者レクチャーのお知らせ	（実施日時）	発表者	
		発表場所	
概要	令和６年度（2024年度）第１回北海道立道民活動センター指定管理者候補者選定委員会を次のとおり開催しますので、お知らせします。 記 １　日　時　令和６年（2024年）７月16日（火）　10:00～12:00 ２　場　所　北海道立道民活動センター（かでる２・７）７Ｆ　730研修室 ３　議　題 (1) 指定管理者候補者選定委員会運営要領について (2) 選定基準等について　ほか		
参考	北海道立道民活動センター指定管理者候補者選定委員会委員名簿 北海道立道民活動センター指定管理者候補者選定委員会運営要領		

報道（取材）に当たってのお願い	本会議は、非公開としますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。 なお、後日、議事の概要をホームページで公表します。 【非公開とする理由】 会議の内容が、指定管理者の候補者選定の選定基準の詳細に係るものであり、公開することで審査の公平性に影響を及ぼすおそれがあるため。	
他のクラブとの関係	同時配付	（場所）
	同時レク	

担当（連絡先）	総務部イノベーション推進局財産課（担当者：菅井、坂本） ＴＥＬ　０１１－２０４－５０５５（ダイヤルイン） （内線２２－４０６）

北海道立道民活動センター指定管理者候補者選定委員会名簿

（五十音順・敬称略）

氏　　名	性別	職　　業　　等
榎本　郁子	女	北海道女性団体連絡協議会　理事 苫小牧市女性団体連絡協議会　会長
對馬　一修	男	公益財団法人アイヌ民族文化財団　副理事長
中原　圭祐	男	公認会計士
橋本　伸也	男	北海道社会福祉協議会　理事 藤女子大学　名誉教授
吉岡　亜希子	女	北海道文教大学人間科学部　教授

北海道立道民活動センター指定管理者候補者選定委員会運営要領

令和元年（2019年）11月11日
北海道立道民活動センター指定管理者候補者選定委員会委員長決定

（趣　旨）

第１条　北海道立道民活動センター指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営は、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

（所掌事項）

第２条　選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)　公募の方法等に関する審議
(2)　申請資格、選定の基準及び方法等に関する審議
(3)　申請者の総合的な審査
(4)　最適な団体の選定
(5)　審議及び審査の結果についての知事への報告
(6)　その他指定管理者の候補者の選定に必要な事項

（組　織）

第３条　委員の定数は５人とし、そのうち２人以上を学識経験者とする。

２　委員が任期中に辞任したときは、知事はこれを補充することができる。ただし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

（会　議）

第４条　選定委員会の会議は、非公開とし、会議の概要等は公表する。

（審査及び選定方法）

第５条　選定委員会は、公募要項に定める方法によって申請資格等審査、必須項目審査及び加点項目審査を行った上で、加点項目審査において、最高得点をつけた委員数が最も多い申請者を最適な候補者として決定する。

２　第１項の委員数が同数の場合等、選定委員会が同項に規定する手続きによって最適な候補者を選定しがたいと認めた場合は、同項の委員数が最も多い申請者のうち、加点項目審査の合計得点が最も高い申請者を最適な候補者として決定する。

３　第２項の合計得点が同点の場合等、選定委員会が同項に規定する手続きによって最適な候補者を選定しがたいと認めた場合は、同項の合計得点が最も高い申請者のうち、加点項目審査における価格点の得点が最も高い申請者を最適な候補者として決定する。

４　第３項の価格点の得点が同点の場合等、選定委員会が同項に規定する手続きによって最適な候補者を選定しがたいと認めた場合は、同項の価格点の得点が最も高い申請者のうちから、抽選により最適な候補者を決定する。なお、抽選の方法等については、選定委員会において別途決定する。

（関係者の出席）

第６条　委員長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

（事務処理）

第７条 選定委員会の事務局は、総務部局行政局財産課に置く。

２　事務局員その他選定委員会に出席した者は、選定委員会における審議等を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

３　選定委員会は、審議等の過程における公正を確保するため、議事録を整備しなければならない。

附　則

この要領は、令和元年（2019年）11月11日から施行する。